

議案第 26 号

前橋市斎場条例の改正について

令和 5 年 3 月 2 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市斎場条例の一部を改正する条例

前橋市斎場条例（昭和 47 年前橋市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「申請者又は死亡者が」及び「申請者及び死亡者が」を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 「本市住民」とは、死亡者が死亡時において、死産児の母が当該死産児の死産時において、手術肢体及び胞衣汚物に係る利用者が利用許可時において、本市の住民であることをいう。

別表第 2 霊きゅう車の項中「申請者又は」及び「申請者及び」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に利用の許可を得、かつ、当該許可に係る使用料の納入がなされている者に係る当該使用料の額については、なお従前の例による。